

2017年 7月改訂（第2版新記載要領に基づく改訂）

2006年 2月25日作製(第2版)

医療用具許可番号:23B3X00002000004

歯科材料 0.8 歯科用石こう及び石こう製品  
一般医療機器 歯科用硬質石こう (70897020)

## ニューストーン

### 【形状・構造及び原理等】

**概要** • 本材は、歯冠修復物や補綴物を作製するため  
に用いる石こうである。

**形状** • 粉末

**原理** • 粉末と水を混合すると半水石こうは発熱反応  
によって硬化する。

### 【使用目的又は効果】

歯科技工物を作製するために用いる石こうをいう。

### 【保管方法及び有効期間等】

- ①本材は、高温多湿の場所を避けて保管して下さい。
- ②開封後は、密閉、保管して下さい。
- ③本材は、歯科医療有資格者以外が触れないように適切に保管、管理して下さい。
- ④本材は、包装に記載の期限までに使用して下さい。  
※通常の使用条件において、2年間。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社名城ラボ・メルト化学研究所

☎ 052-915-1369

**【使用方法等】**  
①混水量は粉末 100 g に対し、水 24 c.c を標準としま  
すが、水量は少なめの方が硬度が増します。

②練和時間は 30~60 秒で、むらなく均一に練和して下  
さい。

③石こうが十分に硬化した後、印象からとりはずして  
ください。

### 【使用上の注意】

①本材を吸う場合、粉塵による人体の影響を避けるた  
め、局所集塵装置又は公的機関が認可した防塵マス  
ク等を使用して下さい。

②本材の硬化化体を研削する際、目の損傷を防ぐために  
保護メガネ等を使用して下さい。

③本材は、歯科用硬質石こうの用途以外は使用しない  
こと。

④本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

⑤本材が万一日に入った場合には、直ちに大量の水で  
洗浄後、眼科医の診断を受けて下さい。

2017年 7月改訂（第2版新記載要領に基づく改訂）

2006年 2月25日作製(第2版)

医療用具許可番号:23B3X00002000004

歯科材料 0.8 歯科用石こう及び石こう製品  
一般医療機器 歯科用硬質石こう (70897020)  
ニューメルストーン

#### 【形状・構造及び原理等】

概要 • 本材は、歯冠修復物や補綴物を作製するため  
に用いる石こうである。

形状 • 粉末

原理 • 粉末と水を混合すると半水石こうは発熱反応  
によって硬化する。

#### 【使用目的又は効果】

歯科技工物を作製するために用いる石こうをいう。

#### 【保管方法及び有効期間等】

- ①本材は、高温多湿の場所を避けて保管して下さい。
- ②開封後は、密閉、保管して下さい。
- ③本材は、歯科医療有資格者以外が触れないように適切に保管、管理して下さい。
- ④本材は、包装に記載の期限までに使用して下さい。  
※通常の使用条件において、2年間。

#### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社名城ラボ・メルト化学研究所

☎ 052-915-1369

#### 【使用方法等】

①混水量は粉末100gに対し、水24ccを標準としま  
すが、水量は少なめの方が硬度が増します。

②練和時間は30～60秒で、むらなく均一に練和して下  
さい。

③石こうが十分に硬化した後、印象からとりはずして  
ください。

#### 【使用上の注意】

①本材を被る場合、粉塵による人体の影響を避けるた  
め、局所集塵装置又は公的機関が認可した防塵マス  
ク等を使用して下さい。

②本材の硬化化体を研削する際、目の損傷を防ぐために  
保護メガネ等を使用して下さい。

③本材は、歯科用硬質石こうの用途以外は使用しない  
こと。

④本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

⑤本材が万一日に入った場合には、直ちに大量の水で  
洗浄後、眼科医の診断を受けて下さい。